

【 検査 】

614 原発性胆汁性胆管炎（経過観察）に対する抗ミトコンドリア抗体定性及び半定量、抗ミトコンドリア抗体定量の算定について

《令和7年7月31日》

○ 取扱い

原発性胆汁性胆管炎の単なる経過観察のためのD014「21」抗ミトコンドリア抗体定性及び半定量、D014「22」抗ミトコンドリア抗体定量の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

抗ミトコンドリア抗体は、原発性胆汁性胆管炎の診断に用いられる特異性の高い自己抗体であるが、疾患活動性は反映しないため、診断確定後の経過観察のための抗ミトコンドリア抗体算定の必要性は低いと考えられる。

以上のことから、原発性胆汁性胆管炎の単なる経過観察のためのD014「21」抗ミトコンドリア抗体定性及び半定量、D014「22」抗ミトコンドリア抗体定量の算定は、原則として認められないと判断した。